

令和 8 年度診療報酬改定における 訪問看護療養費マスターの変更点について

審査運営部 コンピュータチェック課
マスター整備係

(新)	<u>訪問看護物価対応料（１日につき）</u>	
	<u>１ 訪問看護物価対応料 １</u>	
	<u>イ 月の初日の訪問の場合</u>	<u>60 円</u>
	<u>ロ 月の２日目以降の訪問の場合</u>	<u>20 円</u>
	<u>２ 訪問看護物価対応料 ２</u>	<u>20 円</u>

- (1) １については、訪問看護ステーションが、区分番号 02 を算定している利用者 1 人につき、訪問看護物価対応料 1 として、区分に従い、それぞれ所定額を算定する。
- (2) ２については、訪問看護ステーションが、区分番号 04 を算定している利用者 1 人につき、訪問看護物価対応料 2 として、所定額を算定する。
- (3) １及び２については、令和 9 年 6 月以降は、所定額の 100 分の 200 に相当する額を算定する。

⑧ 包括型訪問看護療養費の新設

第1 基本的な考え方

高齢者住まい等に併設・隣接する訪問看護ステーションは、居住者に短時間で頻回の訪問看護を効率的に実施できることを踏まえ、訪問看護療養費に、包括で評価する体系を新設する。

第2 具体的な内容

高齢者住まい等に併設・隣接する訪問看護ステーションが、当該住まいに居住する利用者（特掲診療料の施設基準等別表第7に掲げる疾病等の者、同別表第8に掲げる者に該当する利用者又は特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者に限る。）に対して、24 時間体制で計画的又は随時の対応による頻回の訪問看護を行った場合の1日当たりで算定する包括型訪問看護療養費を新設する。

⑥ 訪問看護管理療養費の見直し

第1 基本的な考え方

適切な指定訪問看護に係る管理を推進するとともに、利用者のニーズや療養環境の多様化に適切に対応するために、訪問看護管理療養費の評価を見直す。

第2 具体的な内容

1. 月の初日の訪問看護管理療養費について評価を充実する。
2. 月の2日目以降の訪問看護管理療養費について、訪問看護管理療養費1と2を統合し施設基準の届出を不要とするとともに、1月当たりの訪問日数及び単一建物に居住する利用者数によって評価を細分化する。

訪問看護療養費種類コード一覧（抜粋）

訪問看護療養費 種類コード	訪問看護療養費種類
2 5	乳幼児加算（別に厚生労働大臣が定める者）
2 6	訪問看護物価対応料 1（仮）
2 7	訪問看護物価対応料 2（仮）
2 8	包括型訪問看護療養費（仮）
2 9	訪問看護管理療養費（月の 2 日目以降の訪問の場合）（仮）